



主な内容

年頭のごあいさつ	2P
議会だより	2P～3P
平成21年石井町消防出初式	4P
町長コラム	4P
石井町子ども議会	5P
お知らせ	6P～7P
石井町の台所事情	8P～9P
いしいスナップ	10P
健康メモ	11P
ふれあい広場	12P～13P
国民健康保険加入者の方へ	14P

石井町成人式 (1月2日・中央公民館)

新成人たちは、着物姿やスーツ姿で成人式に出席し、会場はとても華やかな雰囲気にもまれていました。

式典では、新成人の代表3名が抱負を述べ、司会進行も新成人が行いました。

新成人の皆さんの、今後のご活躍を期待しています。

町民のうごき

総数 26,839人・男 12,785人・女 14,054人・世帯数 9,562世帯 平成21年1月1日現在

石井町の広報

『文字放送』

(石井有線テレビ) 毎日

『石井町政だより』

(徳島新聞・ホームページ)

毎月第3火曜日

『ホームページ』

<http://www.town.ishii.lg.jp/>

年頭の ごあいさつ



石井町長

新年あけましておめでとう
ございます。皆さまには、平
成21年の新春を清々しくお迎
えのこととお喜び申し上げます。
昨年中は、町政の様々な
分野にわたり、温かいご理解
とご協力をいただき厚くお礼
申し上げます。

新しい年を迎えた今、国の
財政難による硬直化が続く行
財政事情にあつて、国も地方
も無駄を無くした効率的な運
営が求められております。

私が、町政の改革を掲げて
石井町長に当選してから、1
年9カ月が経ちました。町長
就任以来、入札の適正化、委
託金額の見直し、職員数の削
減などにより徹底的に行政の
スリム化を進めつつ、ガン検
診の無料化、町施設19カ所へ
のAED設置、多子世帯への
保育料軽減など住みよいまち
づくりの実現に向けた施策に
積極的に取り組んでまいりま
した。しかし、まだ改革は途

中でございます。後戻りする
ことも止まることも出来ませ
ん。

アメリカのサブプライム
ローンに端を発した世界金融
危機により、年明けから明る
い展望が見いだせない厳しい
状況ではありますが、職員が一
丸となり、健康で快適な持
続可能なまちづくりの実現を
目指し、山積する行政課題に
的確に応え、効率的な行財政
運営に努めてまいります。

皆さまのご支援、ご協力を
心からお願ひ申し上げます。
ごあいさつといたします。

石井町議会議長

明けましておめでとうござ
います。皆さまにおかれまし
ては、希望に満ちた新しい年
の始まりをお健やかに迎え
ることと心よりお慶び申し上
げます。

昨年は、米国に端を発する
世界的な金融危機の影響を受
け、経済の停滞を余儀なくさ
れ、行き先不透明感が強く、
地域経済は深刻度を増してい
ます。

一方国におきましても、税
源移譲・権限委譲を基本とす
る地方分権改革は、地方の行

財政運営を自主・自立させる
ため不可欠なものであり、こ
れからも実現に至るまで最大
限の努力を傾注していかなけ
ればなりません。

また、現下の町村を取り巻
く環境は、少子高齢化の急速
な進展が進み、社会保障関係
の経費が増大を続ける中、地
方交付税が減額されるなど極
めて厳しい状況にあり、都市
との地域間格差もますます拡
大しております。

石井町も自主財源の乏しい
中、徹底した行財政改革を実
施し、諸課題に取り組んでい
ますが、このような時こそ決
意を新たに地域住民の代表と
して、夢や希望を与えること
ができる個性豊かで、魅力と
活力にあふれるまちづくりを
進めるためにも、最大限の努
力をしてまいります。

皆さまの声をしっかりと受
け止めご期待に添えるよう努
力をいたしますので、ご支援
ご協力を賜りますようお願い
申し上げます。

新しい年を明るく楽しく元
気に過ごされることを、心か
らお祈り申し上げます。新年
のごあいさつといたします。

議会だより

平成20年第4回定例町
議会を12月10日から19日
までの10日間の日程で開
催しました。本定例会に
提出された議案は、可決
8議案、修正可決1議案、
否決6議案でした。

なお、「町政の概要」に
ついては、次号にてお知
らせします。

補正予算

修正可決

●平成20年度石井町一般会計
補正予算(第2号)

補正額

△421万4千円

予算の総額

73億7,264万5千円

主な歳出の内容

退職手当組合負担金

2,925万1千円

小学校教育用コンピュータ構

築事業 4,700万円

介護保険特別会計繰出金

△2,051万7千円

特別職及び一般職の給与費及
び共済費

△7,856万4千円

主な歳入の内容

普通交付税

2億9,845万円

財政調整基金繰入金

△3億3,570万4千円

地域活性化・緊急安心実現総
合対策交付金

1,168万8千円

●平成20年度石井町国民健康保
険特別会計補正予算(第1号)

補正額

226万4千円

予算の総額

28億2,642万2千円

主な歳出の内容

共同電算事務委託料

148万9千円

職員給与費

76万1千円

前年度繰越金

9,401万1千円

財政調整基金繰入金

△6,600万円

●平成20年度石井町給与集中
管理特別会計補正予算(第1
号)

補正額

△7,326万6千円

予算の総額

13億7,000万9千円

主な歳出の内容

給料 △4,753万円

職員手当等

△2,440万3千円

歳入の内容

給与振替収入

△7,326万6千円

●平成20年度石井町介護保険特別会計補正予算(第2号)

補正額

△621万円

予算の総額

20億5,478万1千円

主な歳出の内容

職員給与費

△2,676万7千円

居宅介護住宅改修費

635万6千円

特定高齢者把握事業

304万5千円

主な歳入の内容

国庫負担金現年度分

192万8千円

支払基金交付金現年度分

460万9千円

一般会計繰入金

△2,051万7千円

条例の一部改正

●石井町税条例の一部を改正する条例について

個人の町民税及び固定資産税の前納報奨金を廃止するた
め本条例を改正しました。

●石井町国民健康保険条例の
一部を改正する条例について

産科医療保障制度の創設に
伴い、同制度に加入の医療機
関等で分岐した場合には出産
一時金に3万円を上限として
加算を行うこととするため本
条例を改正しました。

人 事

●人権擁護委員候補者の推薦
について

現人権擁護委員、楠直氏の
任期が平成21年3月31日で満
了いたしますので、その後任
候補者として同氏を再推薦す
ることが同意されました。

●石井町固定資産評価審査委
員会委員選任の同意について

任期満了に伴い、中村初江
氏を再任することが同意され
ました。

そ の 他

●町道の認定について

宅地開発内の道路等を町道
に認定することについて、道
路法第8条第2項の規定によ
り議決を得ました。

議員提出議案

●河野町長に対する辞職勧告
決議

河野町長に対する辞職勧告
決議が可決されました。

否 決

●石井町自転車等放置防止条
例について

●石井町水道事業給水条例の
一部を改正する条例について

●飯尾川公園いししいドームの
指定管理者の指定について

●石井町中央公民館の指定管
理者の指定について

●訴えの提起について

●平成20年度石井町一般会計
補正予算(第3号)

平成20年10月14日に開催した
平成20年石井町議会第1回臨
時会について報告します。

専決処分事項の報告

地方自治法第179条第1項の
規定に基づき専決処分した事
項を議会に報告し、承認を得
ました。

●平成20年度石井町一般会計
補正予算(第1号)

●平成20年度石井町老人保健
特別会計補正予算(第1号)

●平成20年度石井町介護保険
特別会計補正予算(第1号)

●石井町議会議員の議員報酬
費用弁償及び期末手当に関す
る条例について

●石井町特別職の職員で非常
勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例について

●公益法人等への石井町職員
の派遣に関する条例の一部を
改正する条例について

議員提出議案

●町の行政執行の適正化(池
田児童公園違法駐輪場の原状
回復等)に関する決議につい
て

町の行政執行の適正化(池
田児童公園違法駐輪場の原状
回復等)に関する決議が可決
されました。

議会のQ&A知識

～議決について～

議決とは、個々の議員が、
議案などに対して賛成・反対
の意思表示をした結果、得ら
れた議会の意志決定のことを
いい、原則、出席議員の過半
数をもってその可否が決定さ
れます。対象となる事項、事
柄により議決には色々な形態
があります。

①可決・否決

〔対象〕 条例・予算・意見書・
決議・その他(②～⑤以外で
町政にとって重要な事項)

なお、原案どおり可決され
た場合を原案可決、原案を一
部修正して可決された場合を
修正可決といいます。

②同意

〔対象〕 人事案件

③承認

〔対象〕 専決処分の報告

④認定

〔対象〕 決算

⑤採択・不採択

〔対象〕 請願・陳情

平成21年 石井町消防 出初式

1月11日に新春恒例の消防出初式が行われ、永年消防活動等に功労のあった団員らに表彰状や感謝状が贈られました。

徳島県知事表彰 (個人表彰)

石井分団第7部 篠原博文
石井分団第9部班長

浦庄分団第1部 山下益生
藍畑分団第6部 小泉暢治
高川原分団第3部 井内孝明
高川原分団第3部 柏木友晴

徳島県消防協会会長表彰

(功績章)
高川原分団第2部 井内重利
高川原分団第3部 笠井 仁

(精績章)
石井分団第9部部長 竹内美登
石井分団第9部 久米順一郎
浦庄分団第3部 金山博信

浦庄分団第3部 河村 正
藍畑分団第7部 小天英治
高川原分団第3部班長 木下貴雄
高川原分団第4部 田中憲博
高川原分団第4部 吉田幸司

徳島県消防協会名西地方分会 長表彰

石井分団第3部班長 篠原宏明

石井分団第3部 一宮洋平
石井分団第3部 河野真人
石井分団第4部 武市隆宏
石井分団第6部部長 森 由充

浦庄分団第1部 笠原章玄
浦庄分団第1部 大西武志
浦庄分団第2部班長 原 直樹

浦庄分団第2部 三宅 健
浦庄分団第2部 日野成敏
浦庄分団第3部班長 富士原喜史

浦庄分団第5部 天羽尚生
浦庄分団第5部 一宮宏行
高川原分団第1部班長 麻植浩一

高川原分団第1部 平野幸信
高川原分団第3部 藤原勇二
藍畑分団第1部 加統 剛
藍畑分団第1部 乾 誠治

藍畑分団第3部班長

藍畑分団第5部 伊藤正樹
高川原分団第1部 小川英士
高川原分団第2部 久米川貴志
高川原分団第2部 山田芳伸

石井町長表彰

石井分団第2部 喜多利生
石井分団第2部 仁木 宏
石井分団第3部 山下英郎
石井分団第4部 武市和三
浦庄分団第5部班長

浦庄分団第5部 山口博昭
高川原分団第1部 平井孝佳
高川原分団第3部 矢上禎和
高川原分団第3部 桑村英樹
高川原分団第4部班長 島田浩志

藍畑分団第3部 横島栄作
藍畑分団第4部 板東謙詞
藍畑分団第6部部長 山根政和

藍畑分団第7部 佐々木雅大

退職消防団員感謝状

元石井分団第2部 仁木康仁
元石井分団第3部 久米一徳
元石井分団第4部 増田隆史
元石井分団第6部 遠藤正昭
元石井分団第7部 近藤隆史

元浦庄分団第1部 大西康二

元浦庄分団第4部 山本 猛
元高川原分団第1部 畑 典和
元高川原分団第3部部長 後藤利春
元高川原分団第3部班長 吉岡正一

石井警察署長感謝状

元高川原分団第3部班長 片保好弘
元高川原分団第3部 高瀬正人
元高川原分団第4部 池北哲也
元高川原分団第4部 野田真也
元藍畑分団第1部部長 桑内淳二

元藍畑分団第3部 坂東一学
元藍畑分団第4部 瀬部和彦
元高川原分団第1部 田原照之
元高川原分団第5部 加藤賢司

石井分団第2部部長 木村勇人

石井分団第3部部長

石井分団第3部部長 近藤祐二

石井分団第7部部長 久米貴弘
(敬称略・順不同)

町長コラム モンスターペアレント にならないうで！ 石井町長 河野俊明

モンスターペアレントとは、学校に対して自己中心的で理不尽な要求を繰り返す保護者のことと、全国的に問題となつていきます。要求の内容は、自分の子供可愛さのあまり直接教員にクレームをつけたり、子供同士のケンカで苦情を言い続けたり、劇の主役やスポーツ大会の選手にしろといったものです。

教育をより良いものにしていくためには、家庭、学校、教育委員会、行政の協調が重要です。「モンスターペアレント」という言葉が、保護者と学校などとの関係に悪い影響を与えないかと心配しています。

役場にも、町民の皆さんから様々な要望や苦情が寄せられています。行政への要望について「モンスターペアレント」と類似した言葉が生まれないことを願っています。できること、できないことがあるかもしれませんが、できる限り皆さんの要望にこたえていきたいと思つていきます。

石井町子ども議会を開催しました

11月5日、石井町の将来を担う子どもたちに町政への関心を深めてもらうことを目的として石井町子ども議会を開催しました。

各小中学校から選ばれた16名（各小中学校から2名、各中学校から3名）が議員として子ども議会に出席しました。

子ども議会は、通常の議会で行う一般質問と同様に、議員が町に対して質問を行い、町長、教育長、教育委員長、担当課長が回答するというスタイルで行いました。



子ども議会の議事を進行する議長も、議員の中から選ばれた2名が務め、あとの14名が一般質問に立ちました。

子どもたちは、議場の独特の雰囲気に対し緊張している様子もありましたが、大人顔負けの質問を町に対して行いました。

一般質問では、子どもたちにとって身近な問題である学校に関する事が多く取り上げられ、学校や教育施設の整備や備品の整備、英語教育の充実といった要望が寄せられました。

また、学校に関する事だけでなく、環境問題に関する事や東南海・南海地震などの大規模災害に備えるための防災対策に関する事、石井町を活性化するためのイベントの開催など、子どもたちの豊かな感性から生まれる貴重な意見や提言をいただきました。

子ども議員の皆さんからいただいた意見や提言を、これからの石井町の行政運営に生かしていきます。



法務大臣表彰受賞

長年にわたり人権擁護活動に貢献したとして、石井町人権擁護委員の林幸代さんが、法務大臣表彰を受賞されました。



林さんは、平成7年から石井町人権擁護委員を務め、いじめ問題や同和問題、男女関係のトラブルなど様々な相談に当たられています。

石井町では、毎月第2木曜日（午後1時～4時）に高川原福祉会館で人権相談を開設しています。人権に関するお困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

※人権相談に関することは、住民課 Tel 674-11114

石井町防災協力事業所（防災応援団）調印式

10月21日、石井町役場にて石井町防災協力事業所（防災応援団）調印式を行いました。

石井町では、東南海・南海地震などの広域的な災害や大規模災害が発生したときに支援活動等に協力していただける事業所の皆さんを、石井町防災協力事業所（防災応援団）として登録しています。

官民が協働し、住民が安心・安全に暮らせる地域づくりを目指しています。



お知らせ Information



募集

●広報モニター募集

「広報いし」をはじめとする石井町が行う広報をより良いものにするため、広報モニターを募集します。

応募資格 18歳以上の方(平成20年度にモニターをされている方も継続して応募できます。)

募集人数 10名程度

活動内容 石井町の広報事業に関するアンケートに回答してください。

期間 平成21年4月～

平成22年3月

申込方法 ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、郵送してください。

〒779-3295

企画財政課 広報モニター係

電話でも受付します。

申込期限 3月31日(火)

※企画財政課

Tel 674-7501

●放送大学学生募集

平成21年4月入校

マイペース(テレビ・ラジオ)で自宅学習できます。

1科目からでも学べます。

出願受付期限

(教養学部・大学院(選科生・科目生))

2月28日(土) 必着

※放送大学徳島学習センター

Tel 602-0151

暮らし

●徳島県最低賃金のお知らせ

最低賃金件名	時間額	効力発生日
徳島県最低賃金	632円	平成20年11月7日
紡績、織物業	652円	平成15年12月21日
造作材・合板・建築用組立材料製造業	769円	平成20年12月21日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	789円	平成20年12月21日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	743円	平成20年12月21日

※徳島労働局

Tel 652-9165

●中小企業を応援します

中小企業の資金繰りを応援する緊急保証制度が実施されています。指定業種698業種がこの制度を利用できます。

市町村での認定要件

- ①最近3カ月間の平均売上高等が前年度比3%以上減少
- ②製品等原価の内20%以上を占める原油または石油製品の仕入れ価格が上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない
- ③最近3カ月間の平均売上総利益率または平均営業利益率が前年同期と比べ3%以上減少

※産業経済課

Tel 674-1118

●国の教育ローン

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

融資額 学生・生徒1人あたり200万円以内

利率 年2.45%

(平成20年11月10日現在)

返済期間 10年以内

返済方法 毎月元利均等返済

※日本政策金融公庫徳島支店

Tel 622-7271

●新農業者年金に加入しよう

メリット1 少子高齢化を先取りした、将来の年金支給に必要な年金原資を加入者自身で積み立てていく「積み立て方式」で、財政上安定した制度です。

なお、年金給付額は、加入者が納めた保険料とその運用益により額が決定する「確定拠出型」となっています。

メリット2 農業者年金は、農業の担い手を確保するという農業政策の柱と位置づけられている関係で、認定農業者や青色申告者等の意欲ある担い手に対して、国からの政策支援としての保険料助成がある唯一の政策年金です。

メリット3 納付した保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。

メリット4 死亡の場合には、80歳まで受け取る予定であった年金額が一時金として支払われます。

メリット5 月額保険料は2万円(通常保険料)から千円刻みで最高6万7千円まで自由に選択できます。

※農業委員会

Tel 674-7507

●保険料の納付方法

後期高齢者医療保険料または石井町国民健康保険税を年金からお支払いしている方は、保険料の納付方法を口座振替によるお支払いに切り替えることができます。

口座振替によるお支払いを希望される方は、2月2日までに手続きをすると、平成21年4月分の年金からのお支払いが中止されます。

後期高齢者医療保険料の方 8月分から口座振替に変更となります。

※長寿社会課

Tel 674-6111

国民健康保険税の方

7月分から口座振替に変更となります。

※税務課 Tel 674-1115

●長寿医療制度(後期高齢者医療制度)加入の皆さんへ

自己負担額が3割の被保険者証をお持ちの方で、同一世代の70歳以上の収入合計が520万円未満の方は、申請することが可能になりました。該当すると思われる方はご相談ください。

※長寿社会課

Tel 674-6111

徳島税務署からの
お知らせ

●確定申告会場について
確定申告会場 アステイトく
しま3階第2特別会議室

期間 2月2日(月)～
3月16日(月)

時間 午前9時～午後4時
(土・日・祝日を除く。ただ
し、2月22日及び3月1日の
日曜日は確定申告の相談・申
告書の受付が行われず)

◎この期間、徳島税務署庁舎
内には、確定申告会場が設け
られていません。

◎イベント等の関係で無料駐
車場が利用できない場合は、
有料駐車場をご利用いただく
場合があるようです。ご理解
とご協力をお願いします。

●国税庁ホームページを利用
しよう！
国税庁ホームページでは、
所得税、贈与税及び個人事業
者の消費税(地方消費税を含
む)の申告書を作成すること
ができます。

●e-Taxで電子申告

①国税庁ホームページの「確
定申告書作成コーナー」か
ら直接電子申告ができます。

②平成20年分の所得税の確定
申告を本人の電子署名及び電
子証明書を付して期限内にe
-Taxで行うと、最高5千
円の所得税の税額控除を受け
ることができます。(平成19
年分の確定申告で本控除の適
用を受けた方は受けられませ
ん)

③所得税の確定申告をe-T
axで行う場合、医療費の領
収書や源泉徴収票等は、記載
内容を入力して送信すること
により、提出または提示を省
略することができます。(確
定申告期限から3年間、添付
書類の提出または提示を求め
られることがあります)

④e-Taxで申告された還
付申告は早期処理されます。
(3週間程度に短縮)

※国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>
※徳島税務署
Tel.622-4131

税務課からのお知らせ

●確定申告と納税はお早めに
所得税の確定申告及び贈与
税の申告は、3月16日(月)

が申告・納付の期限です。
消費税及び地方消費税(個
人事業者)の確定申告は、3
月31日(火)が申告・納付(税
務署)の期限です。
申告書はご自分で書いて、
できるだけ郵送等で税務署へ
提出してください。納期限ま
でに最寄りの金融機関で納付
を済ませてください。また、
振替納税を利用している方は
確実に振替納付ができるよう
残高の確認をしてください。
【本年の口座振替日】
所得税 4月22日(水)
消費税及び地方消費税 4月27日(月)

日時 2月2・3日
午前9時30分～午後4時

●公的年金等の確定申告相談
会場 中央公民館2階会議室

日時 2月2・3日
午前9時30分～午後4時

◎必要書類
①確定申告書用紙(送付され
ていない方は、当日交付しま
す)／②公的年金等の源泉徴
収票、公的年金以外に収入の
ある方はその所得の計算に必
要なもの(給与所得の源泉徴
収票など)／③生命保険料、
地震保険料の支払証明書／④
国民健康保険料の支払額の分
かる書類／⑤国民年金保険料
等の支払をした旨を証する書
類(社会保険料(国民年金保
険料)控除証明書など)／⑥
医療費の領収書(原則として、
平成20年中に実際に支出した
医療費が10万円を超える方)

申告相談日(土日を除く)
藍畑地区 2月16・17日
高原地区 2月18日～20日
高川原地区 2月23日～26日
石井地区【旧石井・重松】
2月27日・3月2日～5日

【城ノ内・白鳥・尼寺・内谷】
3月6・9日
浦庄地区 3月10日～13日
予備日 3月16日
時間 午前9時～午前11時30
分、午後1時～午後3時
会場 中央公民館2階会議室

所得税がかからない方も、
住民税や国民健康保険税等の
計算に必要ですので、通知した
日時に会場へお越しください。
◎注意 原則として決められ
た相談日に申告相談を受けて
ください。ただし、都合によ
り来られない場合は、申告期
間中の受付時間内であれば、
各地区別に関係なく申告相談
を受け付けします。

●住民税の住宅ローン控除
(住宅借入金等特別税額控除)
税源移譲により、所得税が
減額となり、控除できる住宅
ローン控除額が減る場合があ
ります。平成11年から平成18
年までに入居し、所得税の住
宅ローン控除を受けている方
で、平成20年分の所得税から
控除しきれない額が発生した
場合、3月16日までに、平成
21年1月1日現在お住まいの
市町村へ住宅借入金等特別税
額控除申告書を提出すること
により、翌年度の住民税(所
得割)から控除できます。こ
の申告は毎年必要となります。
《申告書の提出方法》
所得税の確定申告をしない方
源泉徴収票を添付して市町村
へ提出
所得税の確定申告をされる方
確定申告書とともに税務署へ
提出

●固定資産税(償却資産)の
申告について
償却資産の所有者は申告書
を提出してください。
提出期限 2月2日(月)
提出部数 1部
提出先 税務課固定資産税係
※税務課
Tel.674-1115

⑦印鑑、預金口座番号(申
請名義人のものに限り)ます
が分かるもの、筆記用具、計
算用具など

所得税がかからない方も、
住民税や国民健康保険税等の
計算に必要ですので、通知した
日時に会場へお越しください。
◎注意 原則として決められ
た相談日に申告相談を受けて
ください。ただし、都合によ
り来られない場合は、申告期
間中の受付時間内であれば、
各地区別に関係なく申告相談
を受け付けします。

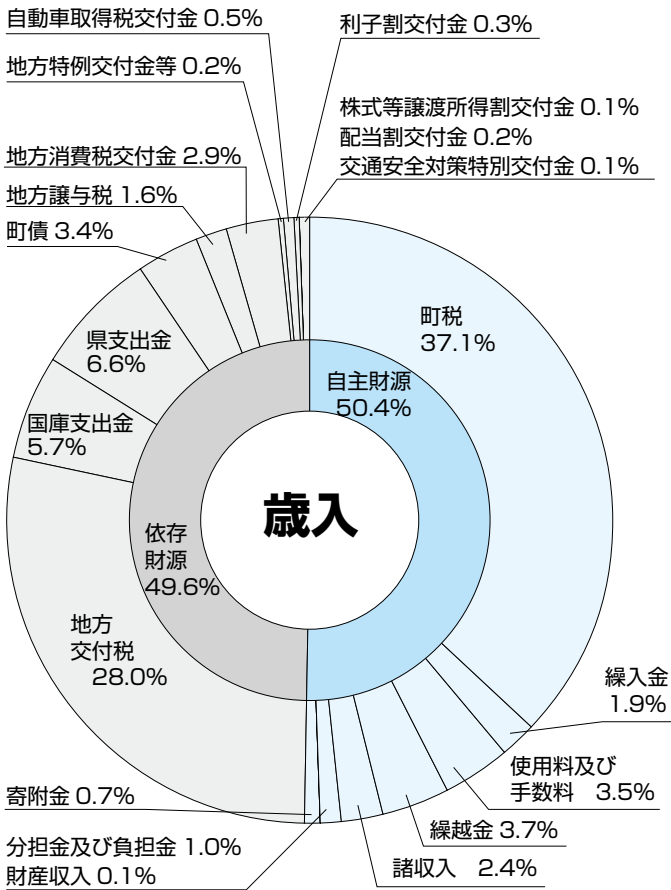
地方自治体における会計は、一般会計と特定の場合に設置される特別会計とによって構成されています。

個々の地方自治体ごとで各会計の範囲が異なっているため、各市町村の財政状況を比較する場合、統計上统一的に普通会計という会計区分がよく用いられています。

石井町では一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計と給与集中管理特別会計によって構成されます。

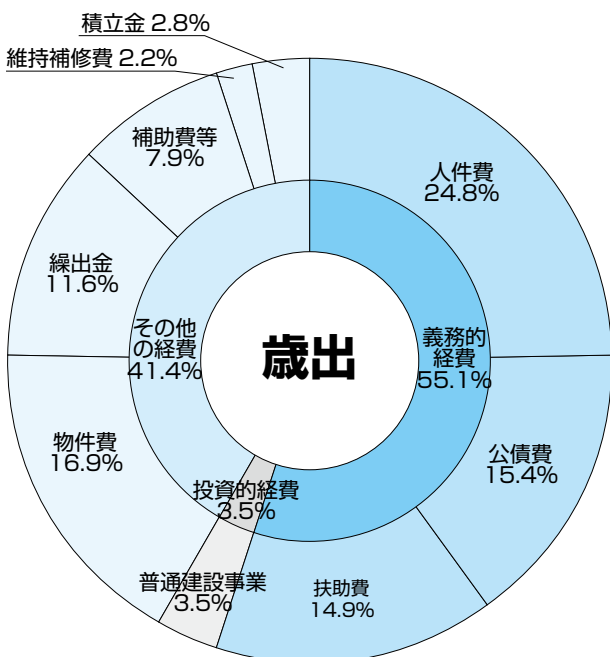
石井町の 台所事情

平成 19 年度石井町普通会計決算



歳入決算額および構成比 (単位：千円)

区 分	決算額	構成比	
自主財源	町税	2,745,850 37.1%	
	繰入金	140,578 1.9%	
	使用料及び手数料	265,483 3.5%	
	繰越金	272,113 3.7%	
	諸収入	175,842 2.4%	
	分担金及び負担金	78,634 1.0%	
	財産収入	4,821 0.1%	
	寄附金	50,000 0.7%	
	依存財源	地方交付税	2,075,827 28.0%
		国庫支出金	420,024 5.7%
県支出金		487,785 6.6%	
町債		253,844 3.4%	
地方譲与税		115,782 1.6%	
地方消費税交付金		214,983 2.9%	
地方特例交付金等		13,859 0.2%	
自動車取得税交付金		39,251 0.5%	
利子割交付金		19,664 0.3%	
株式等譲渡所得割交付金		9,532 0.1%	
配当割交付金		15,888 0.2%	
交通安全対策特別交付金		4,829 0.1%	
合 計		7,404,589 100%	



歳出決算額および構成比 (単位：千円)

区 分	決算額	構成比
義務的経費	人件費	1,768,196 24.8%
	公債費	1,096,964 15.4%
	扶助費	1,065,785 14.9%
投資的経費	普通建設事業	246,947 3.5%
	災害復旧事業	0 0.0%
その他の経費	物件費	1,204,458 16.9%
	繰出金	824,889 11.6%
	補助費等	561,607 7.9%
	維持補修費	157,309 2.2%
	積立金	200,000 2.8%
	投資及び出資金	0 0.0%
合 計	7,126,155 100%	

町債及び基金の状況なら
びに義務的経費の状況に
ついてお話しします。

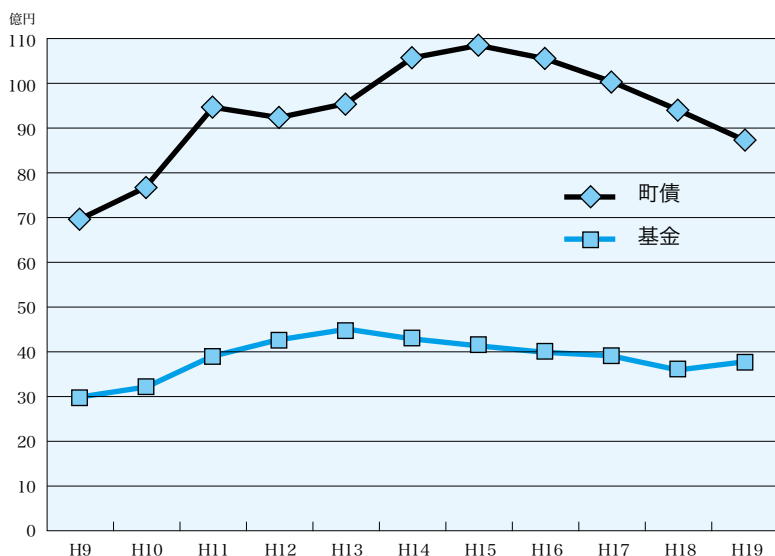


地方公共団体が財政を運営していく上での原則のひとつに、会計年度独立の原則というものがありません。これは、その年度中の支出は、同じ年度中の収入をもって充てなければならぬというものです。

しかし、施設の建設などの多額な事業をすると、そうもいきません。各年度間の負担を平準化したり、収支の均衡を図ったりするために、地方債を起したり、積み立てている基金を取り崩したりして、財源を確保します。

地方債とは、地方公共団体が1会計年度を超えて行う借入れのことをいい、町が起す地方債のことを町債といいます。地方債は原則として投資的経費（建設事業関係の経費）の一定部分に充てられます。そして、公債費（元利償還金）として後年負担します。

〈図 A〉 町債及び基金年度末現在高の推移



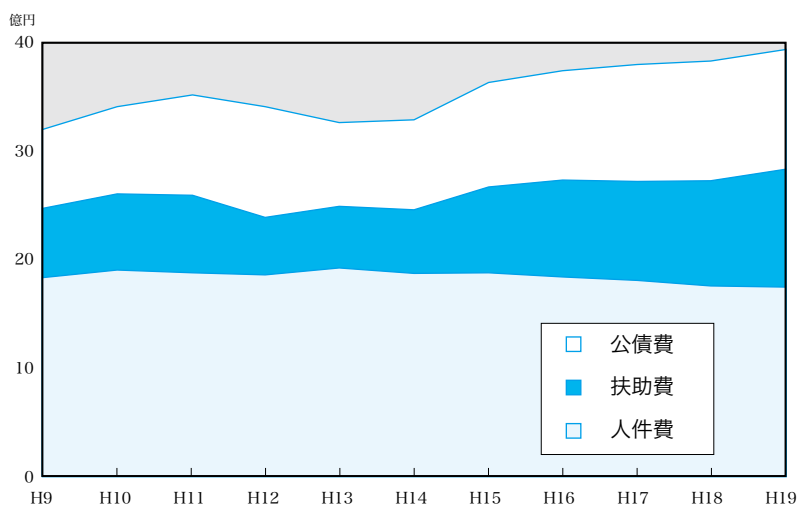
積立金とは特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、前もって基金に積み立てる金銭のことをいい、基金は設置目的のためでなければ取り崩すことができません。

石井町の普通会計における町債と基金の平成19年度末現在高は〈表1〉、過去10年間の推移が〈図A〉のとおりです。なお、一時借入金（借入れ）は行っていません。

〈表 1〉 町債及び基金現在高

		平成 19 年度末現在高
町	債	8,777,018 千円
基	金	3,740,090 千円

〈図 B〉 義務的経費の推移



〈表 2〉 義務的経費の状況

		平成 19 年度決算額
公債費		1,096,964 千円
扶助費		1,065,785 千円
人件費		1,768,196 千円
合 計		3,930,945 千円

法令あるいはその性質上から支出が義務づけられていて、削減を図ることが極めて難しい義務的経費とは、建設事業などのために借入れた町債の返済金である公債費、介護サービス給付や児童手当などの扶助費、職員の給料などの人件費のことをいいます。

義務的経費の平成19年度決算額は〈表2〉、過去10年間の推移は〈図B〉のとおりです。

秋祭り (10月下旬～11月上旬)



浦安の舞 (中王子神社・東王子神社)



高川原勇獅子 (三社神社)

石井町内の各地区で、10月下旬から11月上旬にかけて秋祭りが行われました。浦安の舞の写真は、遠藤藤恵さん(石井)からの投稿です。



乳牛和牛共進会 (11月2日)



県農業大学校グラウンドにて、乳牛・和牛の品評や牛の毛刈りショーが行われました。

車いす寄贈 (10月30日)



徳島山と友の会の皆さんが、石井町社会福祉協議会に車いすを寄贈してくださいました。

行政相談所開設 (10月21日)



秋の行政相談週間の期間中に、徳島行政評価事務所の支援により役場玄関ホールに行政相談所を開設しました。

農産物品評会 (11月22日)



J A名西郡本所にて、農産物品評会が行われ、表彰式の後、農産物の即売が行われました。

文化祭 (11月21～23日)



中央公民館にて、石井町文化協会主催の文化祭が開催され、各会員が日ごろの文化活動の成果を披露しました。

石井町健康まつり (11月7日)



中央公民館にて、講演や保健推進員による健康劇、AEDの実演、健康づくりコーナー巡りなどが行われました。

ウォーキング大会 (12月13日)



NPO法人四季の会発足記念ウォーキング大会が開催されました。写真は、鎌田尚之さん(石井)からの投稿です。

防火パレード (12月9日)



石井幼稚園の園児が、火の用心を呼びかけて幼稚園から町役場、石井消防署までパレードをしました。

親子スポーツ教室 (11月24日)



徳島ポルティスの選手・コーチを講師に迎え、親子スポーツ(サッカー)教室が高川原町民体育館で開催されました。



今回の健康メモは、「花粉症」についてお話ししたいと思います。花粉の飛散が増える前に花粉症に備えましょう。
どうして花粉症になるの？

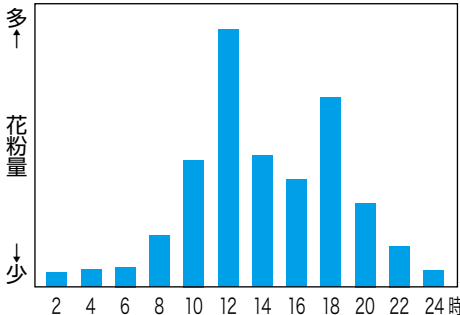
人間の体には体を守るシテムがあります。人間の体に異物が入ると、それを見つけて攻撃する抗体を作るよう指令が出ます。有害な異物であれば、抗体を作って攻撃しないといけません。花粉は、体に害を与えるものではありません。そのような場合は、有害・無害を判断する細胞が、無害と判断し、抗体を作るのを控えるよう指令を出します。しかし、何らかの原因で有害・無害を判断する細胞の働きが弱まると、抗体が花粉を有害な異物として攻撃するため、「くしゃみ」、「涙」、「鼻水」といった花粉症の症状が現れるのです。
花粉症の原因を知ろう
花粉症は、アレルギー症状

の1つですが、原因となる花粉には様々な種類があります。花粉症の症状があれば、医療機関で血液検査を受け、原因となっている花粉を見つけましょう。

表1 花粉症の原因となる主な植物と開花時期

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		スギ 2月～5月					イネ 7月～8月				
			ヒノキ 3月～5月				ブタクサ 8月～10月				
								ヨモギ 9月～11月			

表2 1日の花粉の飛散量の目安



症状が出る時期を知ろう

花粉症の原因となる花粉が分かれば、症状が出る時期も分かります。(表1) その時期には、なるべく花粉を避け、体調を整えておきましょう。

花粉の飛散量は、1日の中でも変化し、最も多く飛散するのは花粉が舞い上がりやすいお昼頃と花粉が地面に降りてくる夕方です。(表2)

また、次のような天気になると花粉が多くなります。

- 晴れて気温が高い日
- 空気が乾燥して風が強い日
- 雨上がりの翌日や気温の高い日が2、3日続いたあと

花粉症に負けない体づくり

花粉症というと、花粉にばかり注意しがちですが、それと同じくらいに体調を整えることが大切です。

規則正しい生活をし、アレルギー反応が出にくい体を作りましょう。(表3)

花粉から身を守る

簡単そうに見えて、一番難しいのが、花粉を浴びないことです。花粉を全て取り除くことは無理なので、できる限り花粉を避けましょう。

① 花粉の飛散が多い時間帯の外出は避ける

② マスクやメガネ・帽子などを利用する(なるべくすき間の少ない物を選びましょう)

③ 外出後は、家に入る前に衣服についた花粉を払う

④ 空気清浄機などを使い、室内からできるだけ花粉を取り除くよう心がける

花粉症と間違えやすい病気
＜インフルエンザ・風邪＞

花粉症は、インフルエンザのような高熱は出ず、発熱があっても微熱です。頭痛などがあっても、関節痛はインフルエンザほどひどくありません。また、のどの痛みはほとんどありません。

＜アレルギー性鼻炎＞

症状は花粉症と似ていますが、ほこりやダニのフン・死骸などのハウスダストが原因で起こります。

＜中高年の血管運動性鼻炎＞

症状は花粉症と似ていますが、寒さなどの気温差や湿度の差が原因で起こります。

花粉のことをよく知って、早期に対策をすることにより、気持ちよく、快適に、暖かい春を迎えましょう。

表3 アレルギー反応の出にくい体づくり

睡眠	睡眠は規則的に十分とりましょう。昼寝ができる環境なら昼寝も良いでしょう。
体力	体力を落とさないようにしましょう。定期的に行っている運動は続けていきましょう。
有酸素運動	普段から、鼻で呼吸できる軽い有酸素運動をしましょう。自律神経が整い、アレルギー反応を抑えやすくなります。
ストレス	バラバラの生活リズムは、体を疲れさせ、花粉症の発症や悪化につながります。ストレスや疲労をためないようにしましょう。
刺激物	鼻づまりをひどくするので、辛い食べ物やアルコールなどは控えましょう。
たばこ	鼻や目の粘膜を刺激するので、できるだけ禁煙にしましょう。

ひとり暮らし高齢者宅へ火災警報器贈る



11月10日、石井町のボランティアグループ「石井女性の会」が、町内5地区のひとり暮らしの高齢者宅に、住宅用火災警報器100個と消火器25本を贈りました。

火災警報器と消火器は、藍畑婦人防火クラブが名西消防組合石井消防署を通じて、燗全国消防機器協会から寄贈を受けたものです。

火災警報器の取り付けには、フレッセ（全徳島建設労働組合）石井支部の組合員の皆さんが協力してくれました。

火災による死亡原因の約6割が逃げ遅れによるものと言われています。火災警報器を火災の早期発見や初期消火に役立てて欲しいと思います。



みんなのページだよ!

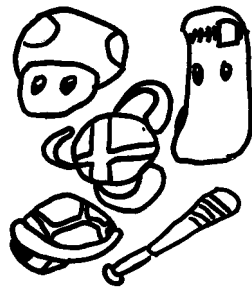


イラスト紹介

必ず黒の油性ペンで書いてね!



北野裕哉さん (高畑)



北野伊織さん (高畑)



中山めぐみさん (関)



中山周平さん (関)

図書カードを当てよう! 広報クイズ

○に入る言葉は何でしょう。

【問1】 所得税の確定申告及び贈与税の申告は、3月〇〇日が申告・納付の期限です。

【問2】 11月5日に石井町子ども〇〇を開催しました。

ハガキに記入例のように答えを書いて、応募方法により2月13日(金曜日)役場必着でご応募ください。抽選で5名の方に1,000円の図書カードを進呈します。

また、クイズの答えの後にイラスト・俳句・教えて欲しい事など、どんどん書いて応募してくださいね。

※ 記入例

【問1】 -3月〇〇日

【問2】 -子ども〇〇

住所・氏名(フリガナ)・年齢(または学年)

イラスト・俳句など

11月号の当選者(敬称略)

※ 11月号の答え 「①12月6日 ②111名」

大谷育子(重松)、河野俊哉(石井)、山口テル子(下浦)、先田正子(上浦)、北野伊織(高畑)

11月号の応募総数は40通でした。当選者の皆さんおめでとうございます。

短歌・俳句 川柳紹介

朝夕の

ダッシュの車

眺めつつ

若き思い出

働くよろこび

美馬トシ子さん(下浦)

つるぎやま

綿ぼうしの子

冬支度

高いおやまで

ご来迎待つ

中山幸子さん(関)

紅にうつる

水面に

錦鯉

寺の夕暮れ

鐘一つ鳴る

明石恵理子さん(石井)

車中より

漁火見える

淡路島

闇の海原

赤く染めいて

桑村千代子さん(下浦)

年あらた

笑顔で集ふ

高齢者

福祉社会を

今年も夢みて

松島秀子さん(石井)

熟れた柿

啄む小鳥

とりどりに

野口直之さん(重松)

柚湯の香

南瓜食べて

冬至かな

泉史子さん(下浦)

稽田や

稲のいのちの

強さ知る

阿部敏弘さん(石井)

お正月

子供うれしや

お年玉

吉岡悦子さん(関)

散歩道

どんぐり見つけ

童心に

上岡礼子さん(平島)

からつかぜ

今日もしみるよ

ふところ

喜多盛さん(石井)

イブの夜

グラスに残る

恋の色

新田安代さん(石井)

真冬を彩る光のファンタジー

石井町商工会青年部主催の「ほなけん石井イルミネーションコンテスト」が12月5日から1月5日まで開催されました。事業所が作成したイルミネーションが設置された飯尾川公園いしいドーム駐車場は、親子連れをはじめとする多くの見物客で賑わいました。石井町の真冬の夜を包んだ光のファンタジーを楽しんでいただけましたか。



ふじっこ親子クリスマス会

12月21日、中央公民館にて「ふじっこ親子クリスマス会」が開催されました。

保護者からも、「楽しかった」、「次回も参加したい」との声が聞かれました。

クリスマス会には、0歳から小学3年生までのお子さんと保護者が参加しました。

子どもたちは、ステージでのダンスやコーラス、オペレッタ「白雪姫」を鑑賞したり、サンタさんからプレゼントをもらったりと、クリスマス会をとても楽しんでいました。



応募方法

●ハガキで

◆ 広報クイズ

◆ 短歌、俳句、川柳

◆ イラスト(必ず黒の油性ペンで書いてください)

◆ カラー不可

◆ サークル紹介

◆ 作って欲しいコーナー

◆ 教えて欲しい事など

●封書で

◆ 赤ちゃん紹介(3歳前後)

◆ 写真、コメントを同封してください

◆ 広報いしいの表紙やいしいなナップを飾る写真

(未発表作に限ります)

〒779-3295

高川原字高川原二二一
石井町役場
「ふれあい広場」係

住所・氏名(フリガナ)・年齢(または学年)を必ず書いて郵便でお送りください。

なお、応募多数の場合は掲載できない場合があります。また、応募ハガキ等はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

国民健康保険加入の方へ 医療費が戻ってくるかもしれません!

高額療養費制度のしくみについて

同じ医療機関の窓口で支払った額が1カ月で35,400円(自己負担限度額)を超えた場合は、超えた分の払い戻しを受けることができます。(注)35,400円は住民税非課税世帯の場合

①「35,400円(自己負担限度額)」は所得に応じて異なります。
基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯の方(上位所得者)や住民税非課税の世帯の方(低所得者)、その他の世帯の方(一般)では、それぞれ自己負担限度額が異なります。

上位所得者	150,000円+ (医療費-500,000円)×1%
一般	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%
住民税非課税世帯	35,400円

②「同じ医療機関の窓口」とは?
異なる病院・診療所にかかった窓口負担は、それぞれが21,000円以上でなければ高額療養費の対象として合算できません。また同じ病院・診療所でも医科と歯科、入院と外来はそれぞれ別々に計算します。

③「1カ月」とは?
自己負担額の計算は、1日から月末までの間に医療機関にかかった分について月単位で行います。初診日から1カ月間という意味ではありません。したがって、月をまたいで医療機関にかかる場合は、別の月としての計算になります。

④次の費用は「35,400円(自己負担限度額)」に含まれません。
差額ベッド代などの保険診療対象外の費用や入院時の食費(食事療養標準負担額)、療養病床に入院した方の食費や居住費(生活療養標準負担額)は高額療養費の対象となる自己負担額には含まれません。

家族の医療費を合算することができます。

戻ってくる額が増えるケースがあります。(多数該当)

本人や同じ世帯の家族(国保加入者に限る)に、1カ月で21,000円以上の窓口負担が2件以上ある場合、高額療養費の対象として合算できます。

同じ世帯で直近12カ月で高額療養費が支給された月数が3月を超えた場合は、4月目から自己負担限度額が次のとおり引き下げられます。

上位所得者	83,400円
一般	44,400円
住民税非課税世帯	24,600円

70歳以上の方はさらに手厚くなっています。

払い戻しを受けるためには…

- ①すべての窓口負担(医科・歯科、入院・外来)を合算することができます。
- ②自己負担限度額が引き下げられます。

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
一般	12,000円	44,400円
低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者I	8,000円	15,000円

- 国民健康保険被保険者証
 - 医療機関等発行の領収書
 - 印鑑
 - 振込先の通帳等、口座番号のわかるもの(ゆうちょ銀行以外)
- 以上のものを持参して、住民課国民健康保険係の窓口で申請してください。
- ※対象となるかわからない場合も、上記を持参して気軽にご相談ください。

高額療養費制度等、国民健康保険についてのお問い合わせは
住民課 国民健康保険係 TEL674-1114 まで